

株式会社シーテック「(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業計画段階環境配慮書」に
対する意見について

令和元年10月29日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業計画段階環境配慮書」について、株式会社シーテックに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：静岡県掛川市、島田市及び周智郡森町
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出 力：最大100,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和元年 8月19日
環境大臣意見受理	令和元年10月21日
経済産業大臣意見	令和元年 10月29日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内、常泉
電話03-3501-1742(直通)

株式会社シーテック「(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業計画段階環境配慮書」に
対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 事業計画の見直し

上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音に係る環境影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺には、多数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

想定区域及びその周辺には、多数の住居等が存在していることから、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から隔離すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された土砂流出防備保安林、静岡県が公表する土砂災害危険箇所(土石流危険渓流等)及び「山地災害危険地区調査要領」(平成 18 年 7 月林野庁)に基づく山地災害危険地区(地すべり危険地区等)等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂や濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、専門家等からの指導・助言を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川源流部や沢筋のほか、水道原水の取水地点及び森林法に基づき指定された水源かん養保安林等が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂又は濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出による水環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、河川、沢筋等からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ仮設沈砂池の設置等により土砂又は濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、希少猛禽類であるクマタカの生息が確認されており、サシ

バ等の主要な渡り経路となっている可能性がある。また、想定区域周辺では、希少猛禽類であるイヌワシの生息が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 植物及び生態系に対する影響

想定区域には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生、森林法に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域等を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用することにより、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(7) 景観に対する影響

想定区域周辺には、主要な眺望点である「朝日段公園」及び景観資源である「八高山」が存在しており、本事業の実施により、眺望点からの景観や景観資源に対する影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、当該施設の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域及びその周辺には、「八高山」、「東海自然歩道」等が存在しており、本事業実施に伴う直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影及び景観変化等による人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風

力発電設備等の配置等の検討に当たっては、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、それらの設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。